

通信教育の適正な実施・運営の確保のための基本的な指針等に関する
検討会議について

令和 8 年 7 月 30 日
初等中等教育局長決定

1. 趣旨

通信制高校の質の確保・向上に向けては、令和 4 年 8 月の「「令和の日本型学校教育」の実現に向けた通信制高等学校の在り方に関する調査研究協力者会議審議まとめ」を受け、令和 5 年 2 月に、高等学校通信制課程の規模や教諭の数等に係る高等学校通信教育規程（昭和 37 年文部省令第 32 号）の一部を改正する等諸方策をこれまでも講じてきたところである。

今般、教育の機会均等を保障するとともに、高等学校の定時制教育及び通信教育の水準の維持向上を図るため、令和 8 年 7 月に高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が成立した。改正法では、近年、定時制高校及び通信制高校において、不登校経験など多様な背景を有する生徒が多く在籍していることを踏まえ、その多様な生徒の特性に配慮するとともに、生徒の個性に応じて将来の進路を決定し、豊かな人生を送ることに資することなどが目的規定に明記された。また、国及び地方公共団体に加え、定時制の課程又は通信制の課程を置く高等学校の設置者が有する責務について規定が置かれた。

さらに、改正法第 9 条においては、通信教育の適正な実施及び運営の確保のため、文部科学大臣が基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めることとし、基本指針では、通信制高校の適正な管理運営に関する事項等を定めることとなっている。

これらを踏まえ、本検討会議では、通信教育の適正な実施・運営の確保のための基本的な指針等に盛り込むべき事項について検討を行うこととする。

2. 検討事項

- (1) 基本指針に盛り込む事項の論点整理について
- (2) その他通信制高等学校に関する施策について

3. 実施方法

- (1) 別途委嘱する学識経験者等の協力を得て、上記の検討を行う。
- (2) 必要に応じて上記以外の関係者にも協力を求めることができる。

4. 開催期間

令和8年8月31日から令和9年3月31日までとする。

5. その他

この会議に関する庶務は、初等中等教育局高等学校振興課において行う。

別 紙

通信教育の適正な実施・運営の確保のための基本的な指針等に関する検討会議
名簿

(敬称略・五十音順)

(令和８年７月現在)

青木 栄一	東北大学大学院教育学研究科教授
吾妻 俊治	東海大学付属望星高等学校長
荒瀬 克己	元高校教師
岩本 悠	一般財団法人地域・教育魅力化プラットフォーム代表理事
篠原 朋子	国立市教育委員会教育委員
島田 治	大阪府教育庁私学課長
永浜 裕之	東京都立新宿山吹高等学校統括校長
日永 龍彦	山梨大学大学教育・D X推進センター教授

(計８名)